

西東京市内認可保育施設における豪雨災害等対応ガイドライン

令和8年8月改定

1 目的

市内の認可保育所等(以下「保育所等」という。)において、台風や集中豪雨等の自然災害が発生した場合やその発生が予測される場合(以下「災害時」という。)に、子ども、保護者及び保育従事者等の安全を守り、迅速かつ適切に判断・行動することができるよう、臨時休園等の取扱いについて、「西東京市内認可保育施設における豪雨災害等対応ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を定める。

2 対象

市内認可保育所(公立及び私立)、地域型保育事業所

※ただし、対象外の施設における本ガイドラインに基づく臨時休園等の判断を妨げるものではない。

3 基本方針

保育所等は、保護者等が就労等により家庭で保育ができない子どもを保育することを目的とする施設であることから、災害時においても、子ども、保護者及び保育従事者等の安全確保を最優先とした上で、可能な限り開所することを原則とする。

4 登園自粛要請・臨時休園等の判断基準

災害時は、本ガイドラインに基づき、市が保育所等の登園自粛要請・臨時休園等の判断を行う。なお、保育所等において、施設の立地条件や周辺状況、職員の参集状況、停電等を含む施設の被害状況などの個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が差し迫っている状況又は市との連絡が取れない状況を除き、事前に市に連絡の上、対応を協議することとする。

(1) 登園自粛要請

施設が被災して在籍する子どもに対して安全な保育を提供できない又は公共交通機関の運休等により保育従事者が確保できない等のやむを得ない場合に限り、保護者に家庭保育、預かり時間の短縮等を要請する。なお、登園自粛要請を行う際の、保育できる子どもの数は、確保された保育従事者の数に応じた配置基準で定める数を上限とする。

登園自粛要請の判断の目安は次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 登園開始前に、<u>気象庁</u>が本市に危険警報(警戒レベル4相当)^{※1}を発表する可能性がある
と発表している。② 登園開始前に、西武鉄道の本市区間において計画運休の予定が発表されている。 |
|---|

(2) 臨時休園

子ども、保護者及び保育従事者等の安全を守るために、緊急的な措置として保育所等の閉所を行う。

臨時休園の判断の目安は次のとおりとする。

- ① 気象庁が本市に危険警報(警戒レベル4相当)^{※1}を発表している。
- ② 西武鉄道の本市区間において2時間以内に計画運休が実施される見込みである。
又はすでに運休が実施されている。
- ③ 本市が警戒レベル3(高齢者等避難)以上の避難情報等^{※2}を発令している。

※1 気象庁が発表する防災気象情報（出典：国土交通省資料）

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

※2 市及び気象庁が発表する避難情報等（出典：国土交通省資料）

警戒レベル	状況	避難情報等	住民がとるべき行動
5	災害又は切迫	緊急安全確保	命の危険、直ちに安全確保！
4	災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難
3	災害の恐れあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難
2	気象状況の悪化	大雨・洪水注意報等 (気象庁が発表)	避難行動を確認
1	今後気象状況の悪化の恐れ	早期注意報等 (気象庁が発表)	災害への心構えを高める

【注意】 ※1と※2は必ずしも数値が一致するとは限らない。

(例) 気象庁が「警戒レベル3 大雨警報」を発表した場合でも、市が「警戒レベル3(高齢者等避難)」を発令するとは限らない。

(3) 園児の登園後に臨時休園を行う場合の対応

- ① 保護者に対し、速やかにお迎えを要請する。ただし、お迎えに来ることが危険な場合(浸水被害や突風の発生等)は、安全な状況になってからのお迎えを要請する。
- ② 浸水予想区域に所在する保育施設は、避難確保計画等に従って避難を開始する。なお、保護者に対しては、保育施設ではなく、避難先にお迎えを要請する。

5 判断・決定のタイミング

4(1)(2)の目安に基づく市の判断は、以下のタイミングで行う。

なお、登園自粛要請及び臨時休園を決定した場合は、その後に警報等が解除された場合であっても、その判断については変更しない。

判断区分	前日	当日(登園前)	当日(保育中)
登園自粛要請	18:30 の段階で判断	6:00 の段階で判断	都度判断
臨時休園			

6 判断・決定の周知

(1) 判断基準に基づく決定内容の周知

「4 登園自粛要請・臨時休園等の判断基準」に基づく市の判断は、「5 判断・決定のタイミング」時点での判断・決定を行ったのち、速やかに市 HP のトップページにより情報提供を行うとともに、各保育所等へメールにて周知する。あわせて、各保育所等は、メール、連絡アプリ等による保護者等への周知に可能な範囲で協力する。

(2) 判断基準によらない(個別の事情による)決定の周知

施設の立地条件や周辺状況、職員の参集状況、停電等を含む施設の被害状況などの個別の事情を考慮して独自の対応を行う場合は、当該保育所等の責任においてメール、連絡アプリ等により確実に保護者等に周知を図る。

※現に危険が差し迫っている状況であるとき又は市との連絡が取れない状況を除き、事前に市に連絡の上、対応を協議すること。

※判断基準によらない(個別の事情による)臨時休園を行う場合は、市は市ホームページにより情報提供を行う。

7 臨時休園を行う際の掲示

臨時休園を行う場合は、保育施設の入りに臨時休園する旨と緊急連絡先(避難した場合は避難先)を示した張り紙等を掲示するものとする。

8 臨時休園後の再開について

臨時休園後の再開について、判断の目安は次のとおりとする。ただし、職員体制の確保、施設の安全確保状況、周辺施設の安全確保状況、ライフラインの状況等によっては、再開時期及び再開方法が保育所等によって異なる可能性があるため、その場合には、市と協議の上で各保育所等から保護者へ連絡を行うものとする。

(1) 日没※から翌日の午前6時までに、4(2)①～③全てが解除された場合

原則、翌日の午前9時を目途に開園し、保育を実施する。

■暗い時間帯の施設状況の確認は控え、翌朝に施設状況の確認を行うものとする。

■翌日の午前8時を目途に、施設長又は施設長に代わる職員が施設の状況を確認し、開園の可否を市に連絡する。

■連絡を受けた市は、翌日の午前9時を目途にホームページを更新する。

■特別保育を実施する場合の給食提供の有無は各保育所等の状況による。

(2) 午前6時から正午までに、4(2)①～③全てが解除された場合

原則、解除から3時間後を目途に開園し、保育を実施する。

■解除後2時間以内を目途に、施設長又は施設長に代わる職員が施設の状況を確認し、開園の可否を市に連絡する。

■連絡を受けた市は、解除後3時間以内を目途にホームページを更新する。

■特別保育を実施する場合の給食提供の有無は各施設の状況による。

(3) 正午から日没※までに、4(2)①～③全てが解除された場合

原則、当日は終日臨時休園とし、翌日から開園し、保育を実施する。

■解除後2時間以内を目途に、施設長又は施設長に代わる職員が施設の状況を確認し、開園の可否を市に連絡する。

■連絡を受けた市は、解除後3時間以内を目途にホームページを更新する。

※ 臨時休園後の再開の目安に用いる日没の時刻については、臨時休園の際にあらかじめ保護者に周知しておくものとする。

※ 翌日が日曜日又は祝日に当たる場合は、その日曜日又は祝日の翌日と読み替える。

9 施設が再開できない場合の対応について

浸水被害等により再開できない施設がある場合には、引き続き当該施設を臨時休園とするとともに、市は、災害発生の状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等(※)の保育の提供を確保するため、安全に保育を実施することが可能な近隣の公立保育園等にて、特別保育の実施を検討する。

※主に以下の分野への従事者が該当し、各園の状況に応じ、対象範囲及び人数を定める。

- ・警察官、消防士等の防災関係者
- ・医師、看護師、薬剤師、介護職員等の医療関係者
- ・保育士、幼稚園教諭、学校教員等の保育・教育関係者
- ・自治体職員等の行政サービス関係者
- ・廃棄物収集作業員等の清掃関係者

10 その他

(1) 平常時の情報共有

保育施設においては、あらかじめ緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を定め、平常時から、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。

(2) 浸水予想区域等に所在する保育施設の対応

「西東京市浸水ハザードマップ」において、浸水予想区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設は、避難時に保護者が混乱なく行動できるよう、事前に策定した避難確保計画等に基づいた避難場所等を保護者に周知する。